

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成22年1月1日から同年2月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる21年8月は、標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年4月1日から同年8月1日まで  
② 平成21年8月1日から22年2月1日まで

私は、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはA社に勤務していた。

給与明細書に記載されている給与総支給額と「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額が異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年4月1日から22年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成21年4月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から同年2月1日までの期間につ

いては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、申立期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人から提出された給与明細書によれば、当該期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間②のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によれば、11 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された A 社に係る雇用通知書によると、申立人は標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額（基本給 10 万円及び職能給 4 万 1,400 円）での雇用契約であったことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によれば、標準報酬月額の取得時決定の基礎となる平成 21 年 8 月について、標準報酬月額 14 万 2,000 円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 22 年 1 月は 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月19日から20年4月16日まで

私は、昭和18年4月1日にA社の養成工として入社した。同社は、会社の名称がB社となり、大空襲のあった20年\*月\*日まで継続して勤務していたと思うので、厚生年金保険被保険者資格喪失日が19年5月19日となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月1日から20年\*月\*日までA社（現在は、B社）に養成工として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人と同日に被保険者資格を取得し、申立期間においても被保険者資格が継続している同僚は、「申立人と同じ高等小学校から同期で入社し、申立人と昭和19年4月頃まではよく工場であっていたが、それ以後は会っていない。」と述べている上、申立人と同様に養成工として入社した複数の同僚は、「昭和19年4月から午前中に行われていた授業が無くなり、軍事教練となった。」と述べているところ、申立人は、「工場での軍事教練は無かった。」と述べている。

また、申立人は、「自分が入社した後には、社員は入社しておらず、学徒動員の者は何人かいたように思う。」と述べているものの、複数の同僚は、「昭和19年6月頃から女学校等の生徒による学徒動員が始まり、その人数は数百人規模であった。」旨述べている上、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、昭和19年6月から同年12月までの間に407人が勤労働員学徒として健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、昭和24年以前の人事関係の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は19年5月19日となっていることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 3 月に A 免許を取得した後、同年 7 月 1 日に B 社（現在は、C 社）に入社したと記憶しているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 48 年 12 月 1 日となっていることに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間の一部において、B 社に勤務していたことは確認できるものの、申立人を記憶している複数の同僚は、申立人の入社日を記憶していないため、具体的な勤務期間については、特定することができない。

また、複数の同僚は、厚生年金保険の加入について、「入社後すぐには加入しなかった。」、「希望制であった。」と述べている上、同僚が記憶する自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、27 人中 16 人の資格取得日が、入社日より 1 か月から 24 か月経過した後になっていることが確認できることから、当時、B 社では、全ての従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、C 社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月頃から 52 年 11 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 52 年 11 月 1 日となっているが、私は、51 年 11 月頃から同社に勤務していたと思うので、調査の上、被保険者資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶等から、申立人は、昭和 52 年 11 月 1 日より前からA社に勤務していたことは推認できるものの、具体的な勤務期間については、特定することができない。

また、複数の同僚の記憶から、A社においては、従業員を厚生年金保険に加入させない試用期間が3か月から6か月程度あったことがうかがえる上、申立期間当時、同社で勤務していたとする事業主の息子は、オンライン記録によれば、関連事業所であったB社において厚生年金保険に加入していることが確認できること等から、A社では、厚生年金保険の適用について、一律の取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の息子は、「関係資料は紛失しており、当時の状況は不明である。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格取得日は、昭和 52 年 11 月 1 日となっていることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。



このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。